

第1章 みどりの基本構想

1 基本理念

(1) みどりの基本理念

① みどりの重要性

本市には、首都圏では他に例をみないほど、多様な自然が残されています。

この自然のみどりは、生物多様性と生態系の維持、大気の浄化、都市気候の緩和、災害の防止等の役割をはじめ、市民生活にうるおいとやすらぎをもたらす大切な機能を持ち、また三浦らしさを示す風景として重要な要素となっています。

また、市街地に点在する公園や街路樹等のみどりも、環境保全やレクリエーション、防災、景観等、多様な機能を持ち、都市の快適性を高める上で重要なものです。さらに、みどりは地球温暖化抑制のための二酸化炭素吸収源としても注目されるなど、その役割と機能はますます高まっています。

このように多様かつ重要な役割と機能を持っているみどりと共生し、これを保全・育成しながら次世代に伝えていくことは、健康で快適な生活環境を確保していく上で非常に重要であり、私たちの責務でもあります。

② みどりの基本理念

海・大地・街・人・みどりの共生都市「みうら」

本市は三方を海に囲まれ、温暖な気候と台地と谷戸が織りなす変化に富んだ地形を有しています。この変化に富んだ地形を基盤として、豊かな生態系、複雑に入り組んだ谷戸とそこに残された斜面樹林、海岸の美しい景観と海浜植生、台地の上に広がる農地景観、そして市街地を併せ持つ本市独自のみどり豊かな風景が形作られています。

この風景を構成する“海(海・海辺)”と“大地(台地・大地)”のみどりを“人(市民・行政・事業者)”が互いに協力しながら、その恵みを活用し、次代を担う子供たちに伝えていきます。また、“街(市街地)”にみどりをはぐくみ、魅力とうるおいのある生活環境を“人”の手で創っていきます。“海”と“大地”の自然と“街”が共生したみどり豊かな三浦市を市民みんなで創っていくことをみどりの基本理念とします。

(2) 施策の基本方向

みどりの基本理念を実現するため、次のような施策展開を図ります。

海と大地が織りなす多様な生態系の保全・再生

海や岩礁、干潟など海辺から谷戸、斜面樹林の変化に富んだみどりのつながりおよび、海浜植生や集水域全体が自然状態で残る等の特徴的なみどりによって育まれる、多様な生態系の保全・再生を図ります。

農地と農地景観の保全

本市は首都圏の農業生産拠点となっており、市域の大部分が農地で占められることから、農地としての生産機能を保ちながら、その多面的な機能、特に農地と台地が作り出す三浦独自の農地景観の保全・活用を図ります。

みどりのネットワークの形成

防災やレクリエーション活動の中心となる公園および景観・自然環境保全上重要な緑地等を拠点として位置づけ、これらを道路や緑地によってネットワークすることにより、みどりの機能の向上を図ります。

まちなかのみどりの保全・再生・創出

本市の市街地にはみどりの不足する地区が少なくありません。このため、市街地に残されたみどりの保全を図りつつ、機能の低下したみどりを再生し、新たなみどりの創出を図ります。

市民協働によるみどりのまちづくり

様々なみどりの保全、創出には市民との協働が不可欠です。本市においては既に公園の維持管理やフラワーロード事業、自然保護活動等において市民協働による取り組みが進んでいますが、これをさらに発展させ、みどりの保全と創出の様々な場面で市民協働を推進します。

2 緑地の保全および緑化の目標

(1) 計画のフレーム

都市マスやその他関連計画との整合を考慮しつつ、本計画のフレームを次のとおり設定します。

① 計画対象区域

計画対象区域は、次のとおりとします。

計 画 対 象 区 域	計 画 対 象 市 町 村 名
三浦都市計画区域	三浦市

② 計画の期間

計画の目標年次と中間年次は、次のとおりとします。

基 準 年 次	中 間 年 次	目 標 年 次
平成 18 年 (2006 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 37 年 (2025 年)

③ 人口の見通し

都市計画区域(行政区)の人口の見通しは、次のとおりとします。

年 次	平成 18 年(2006 年)	平成 27 年(2015 年)	平成 37 年(2025 年)
人 口	50 千人(49,646)	約 50 千人	約 50 千人

資料：平成 18 (2006) 年は 10 月 1 日現在の人口統計調査推計人口

④ 市街化区域の規模

市街化区域の人口の見通しおよび規模については、次のとおりとします。

年 次	平成 18 年 (2006 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 37 年 (2025 年)
市 街 化 区 域 人 口	41 千人	42 千人	42 千人
市 街 化 区 域 の 規 模	795ha	794ha	729ha
市 街 化 区 域 の 人 口 密 度	51.6 人/ha	52.9 人/ha	57.6 人/ha

(2) 計画の目標水準

本計画の目標水準を、次のとおり設定します。

① 緑地の確保目標水準

目標年次平成 37 年(2025 年)における緑地の確保目標量は、次のとおりとします。

平成 37 年 における 緑地確保 目標量	市街化区域面積 に対する割合 (A)	都市計画区域面積 に対する割合 (B)
	おおむね 25%	おおむね 62%

$$A = \frac{\text{平成 37 年の市街化区域内緑地確保目標量}}{\text{平成 37 年の市街化区域面積}} \times 100 = \frac{179.10\text{ha}}{729\text{ha}} \times 100$$

$$B = \frac{\text{平成 37 年の都市計画区域内緑地確保目標量}}{\text{平成 37 年の都市計画区域面積}} \times 100 = \frac{1,953.38\text{ha}}{3,144\text{ha}} \times 100$$

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標年次平成 37 年(2025 年)および、中間年次平成 27 年(2015 年)における緑地の確保目標量は、次のとおりとします。

年	次	平成 18 年 (2006 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 37 年 (2025 年)
都市計画区域 人口一人当たりの 目標水準	都市公園等	11.4 m ² /人	24.8 m ² /人	33.7 m ² /人
	都市公園	6.8 m ² /人	7.8 m ² /人	16.5 m ² /人

3 みどりの将来構造

(1) 広域的なみどりの将来構造

① 神奈川みどり計画における三浦市のみどりの構造

平成18年3月に神奈川県が策定した、神奈川みどり計画において、本市は三浦半島緑化域となぎさ緑化域の双方に位置づけがあります。三浦丘陵の尾根を中心とした概念である三浦半島緑化域を基本としつつも、相模湾に面した一体の地域としての概念である「なぎさ緑化域」の方針についても配慮します。

ア 三浦半島緑化域の水とみどりのネットワーク形成の考え方

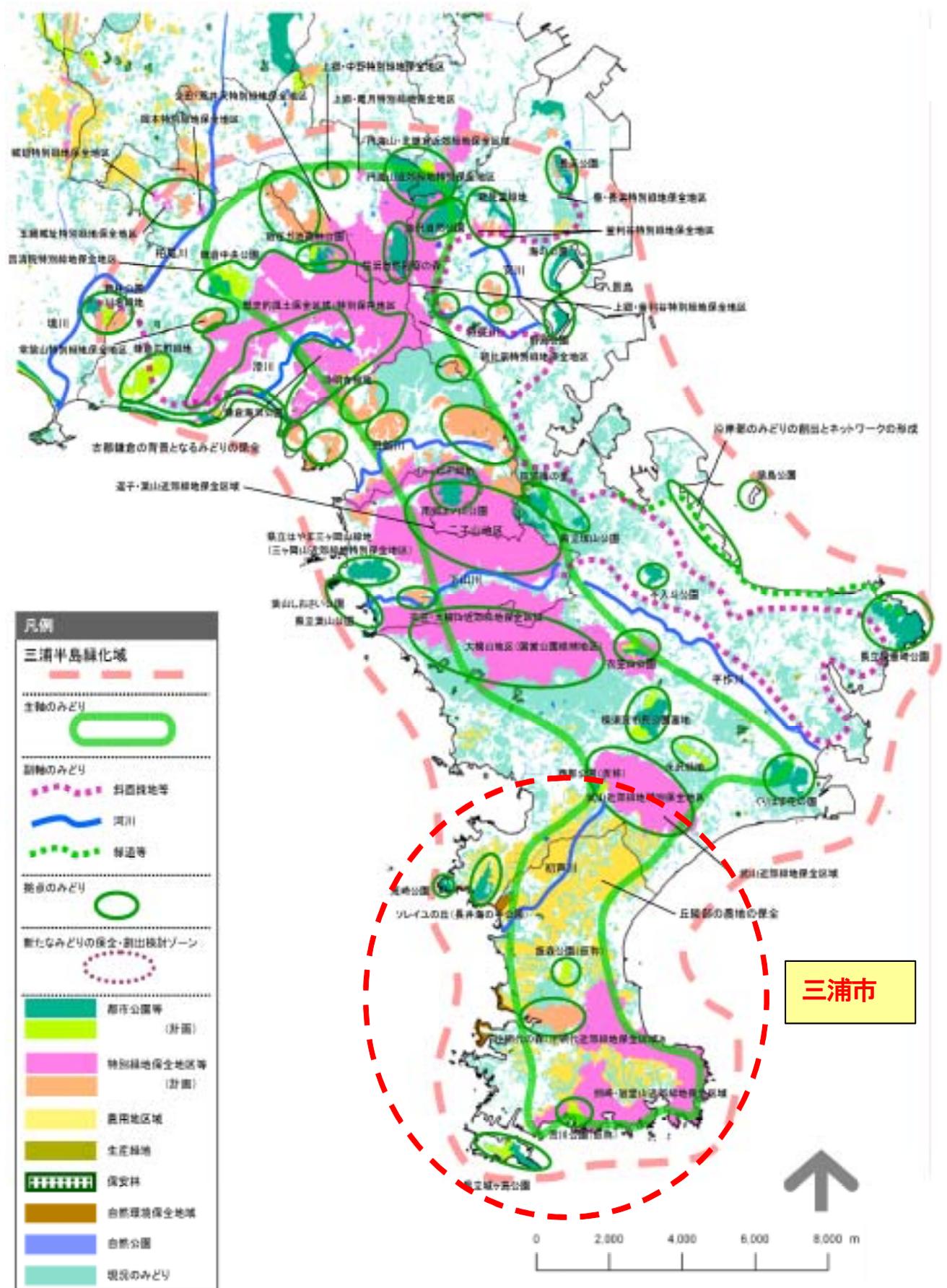
本緑化域は、半島中央を北から南に伸びる三浦丘陵のみどりと、海岸部の優れた景観や自然環境が一体となっていることが大きな特色であることから、半島全体が豊かな自然環境とふれあえる場となるよう、丘陵のみどりと海岸のみどりのつながりを強化することが必要となります。

そこで、半島を縦断する三浦丘陵の尾根を主軸のみどりとして位置づけ、尾根伝いに点在する大規模な緑地等を拠点のみどりとして保全します。また、臨海部の散策路、海岸へと続く丘陵端の斜面緑地を主軸のみどりと海を結ぶ副軸のみどりとして位置づけるとともに、丘陵から流れ出す小さな河川を、海岸沿いにある大規模な公園や緑地と主軸のみどり、または他の緑化域と結ぶ副軸のみどりとして位置づけます。さらに、海と主軸のみどりの間を身近なみどりを活用してつなぎます。

このようにして、半島全体において海と丘が一体となった水とみどりのネットワークを形成します。

イ 主軸のみどりの保全・活用(関連部分のみ抜粋)

- ◇ 大楠山地区における広域的な拠点となる国営公園の誘致を推進するとともに、二子山地区を国営公園連携地区として保全を図ります。
- ◇ 主軸のみどりと海の接点となる南部の剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域の保全を図ります。
- ◇ 貴重な自然を残す小網代近郊緑地保全区域については、ボランティア団体や市民との協働関係を構築して保全・活用を推進します。
- ◇ 横須賀市南部から三浦市にかけて広がる農地の保全を図ります。



※三浦半島国営公園緑地は、大船山地区というおおよその位置を示していますが、具体的な場所は未定です。

図 1-1 三浦半島緑化域のみどりの構造

資料：神奈川みどり計画
 ※各緑地の名称等は同計画策定当時のもので、現状と異なる部分がある

ウ なぎさ緑化域の水とみどりのネットワーク形成の考え方

本緑化域は、砂防林等特色のある海岸のみどりや地域の歴史や文化に根ざしたみどりが、相模湾に沿って連続している地域であり、その保全が求められています。

そこで、相模湾岸のみどりを主軸のみどりとして位置づけ、海を活かした拠点のみどりと特徴のあるみどりの保全と活用を図ります。また、相模湾に流れ込む河川を副軸のみどりとして位置づけ、隣接する緑化域とのつながりを強化するとともに、海の空気を内陸へ送り込む風の道の形成を意識したネットワークを形成します。なお、みどりの少ない市街地においては、身近なみどりを活用することによって、市街地と主軸のみどり若しくは副軸のみどり同士を結びます。

このようにして、相模湾沿いの海岸線を中心として歴史と文化を活かした水とみどりのネットワークを形成します。

エ 主軸のみどりの強化(関連部分のみ抜粋)

- ◇ 自然の海岸線の保全や砂防林や松並木の保護・育成を図ります。



図 1-2 なぎさ緑化域のみどりの構造

資料：神奈川みどり計画
 ※各緑地の名称等は同計画策定当時のもので、現状と異なる部分がある

② 三浦半島公園圏構想における三浦市のみどりの構造

三浦半島公園圏構想では三浦半島地区の様々なネットワークの方策を示しています。このうち、「地域資源の魅力向上と連携のネットワークづくり」の項目において、拠点施設のネットワークについての考え方が示されており、この中で小網代の森が三浦半島国営公園の連携地区として位置づけられています。

ア 地域資源の魅力向上と連携ネットワークづくり

同計画では「三浦半島の“みどり”や“海”、歴史的文化遺産等の地域資源を相互に連携させることにより、それらの地域資源の持つ魅力を最大限に発揮させ、魅力と活力のある地域づくりにつなげていくため、次の三つの基本方針のもと、地域資源の機能や魅力のさらなる向上を図っていく」としています。

- ◇ 拠点施設の整備・機能向上
- ◇ 地域資源の魅力向上
- ◇ 連携ネットワークづくりと魅力の発信

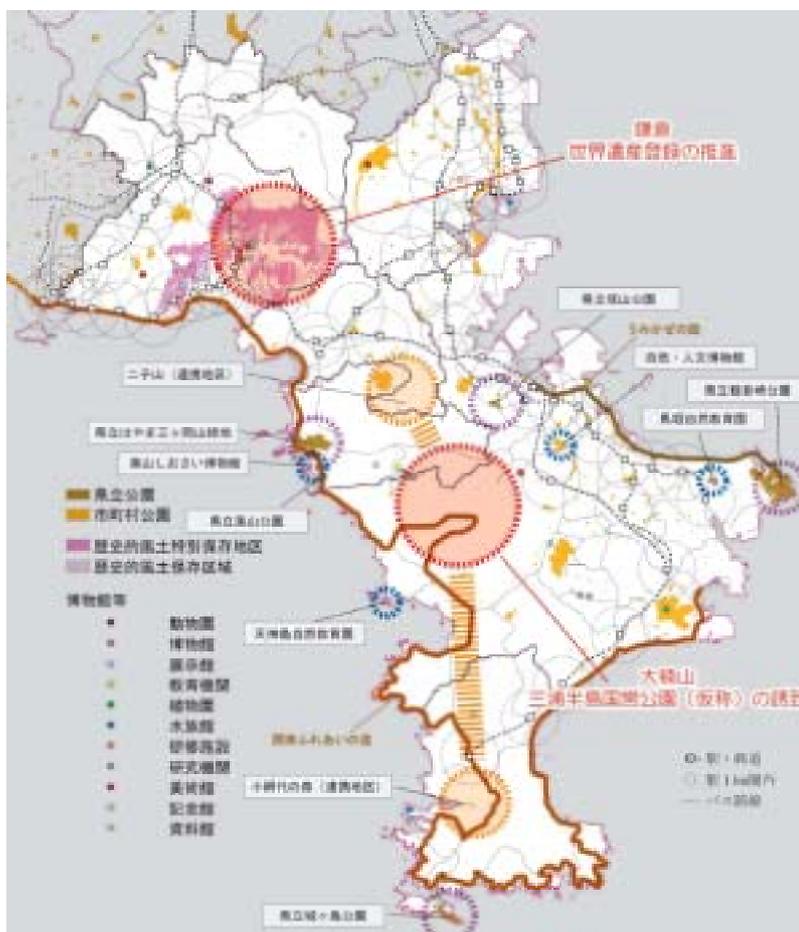


図 1-3 拠点施設の整備等の関連図

資料：三浦半島公園圏構想

(2) 本市のみどりの将来像

① 将来構造の考え方

- ◇ 三浦市の地域特性を示しつつ、シンプルでわかりやすい構造とします。
- ◇ 重点的に保全したい緑地、整備したい大規模な公園等、計画の骨格となる重要なみどりを中心に示します。
- ◇ 新しい三浦のみどりの基本計画における施策の方向性を、視覚的に示します。
- ◇ 上位計画である都市計画マスタープランの「将来都市構造(策定中)」と三浦半島公園圏構想の「図 1-3 拠点施設の整備等の関連図」等との整合、神奈川のみどりの計画の「三浦半島緑化域」「なぎさ緑化域」のみどりの構造(図 1-1, 1-2)と整合させます。



空から見た三浦市

② みどりの将来構造

みどりの将来構造は拠点と軸といった骨格的なみどりにより、みどりづくりの施策の概念を示します。

みどりの拠点

◆ みどりの保全拠点

良好な自然環境が残されている地区で特に重要な地区について、地域制緑地の指定や公有地化等、みどりの保全を重点的に進める地区に位置づけます。

◆ みどりの交流拠点

全市的な利用を図っていく拠点的な公園施設について位置づけます。

◆ 街の緑化拠点

みどりの少ない市街地の緑化を推進する地区や都市整備に合わせて重点的に緑化を推進すべき地区に位置づけます。

みどりの軸

◆ 街の緑化軸

街の緑化拠点を結ぶ幹線道路等を中心に、市街地への緑化を重点的に進める軸線をまち緑化軸として位置づけます。

◆ 海の保全・活用軸

海辺とそこに生育する海浜植生～背後の良好な自然環境を連続的に保全し、生態的なつながりを確保します。また、海辺のレクリエーションの場として、活用を図ります。

◆ 大地の連携軸

多摩丘陵から続く三浦丘陵のみどりの広域的な連続性を確保します。また、台地上を中心としたダイコン畑等の農地によって形成される独特の農地景観の保全を図ります。

重点緑化道路

市内の各みどりの拠点をネットワークする主要道路については、道路管理者や市民の協力を得ながら、道路管理や交通安全の確保等を勘案し、可能な範囲で道路緑化を推進します。

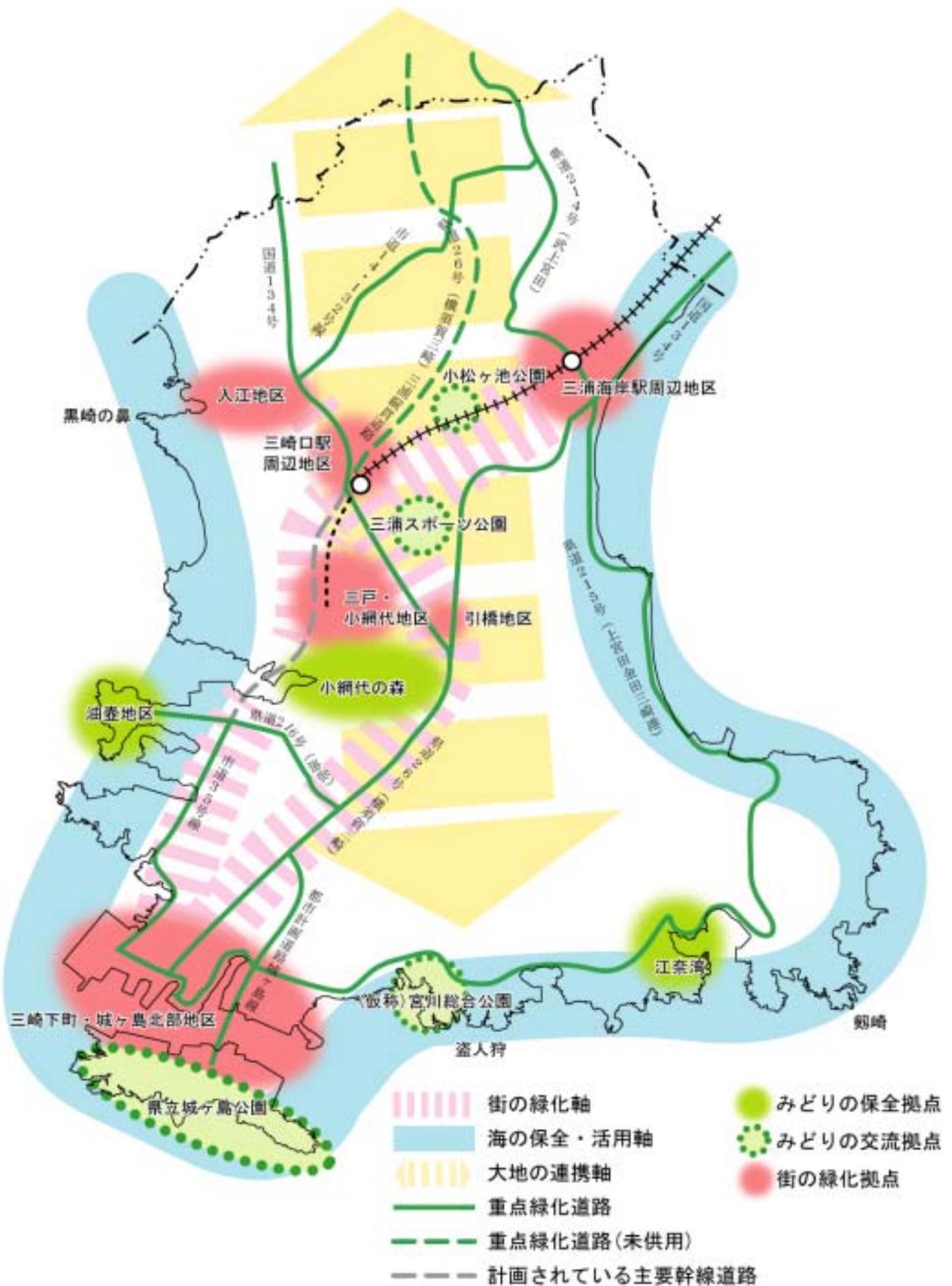
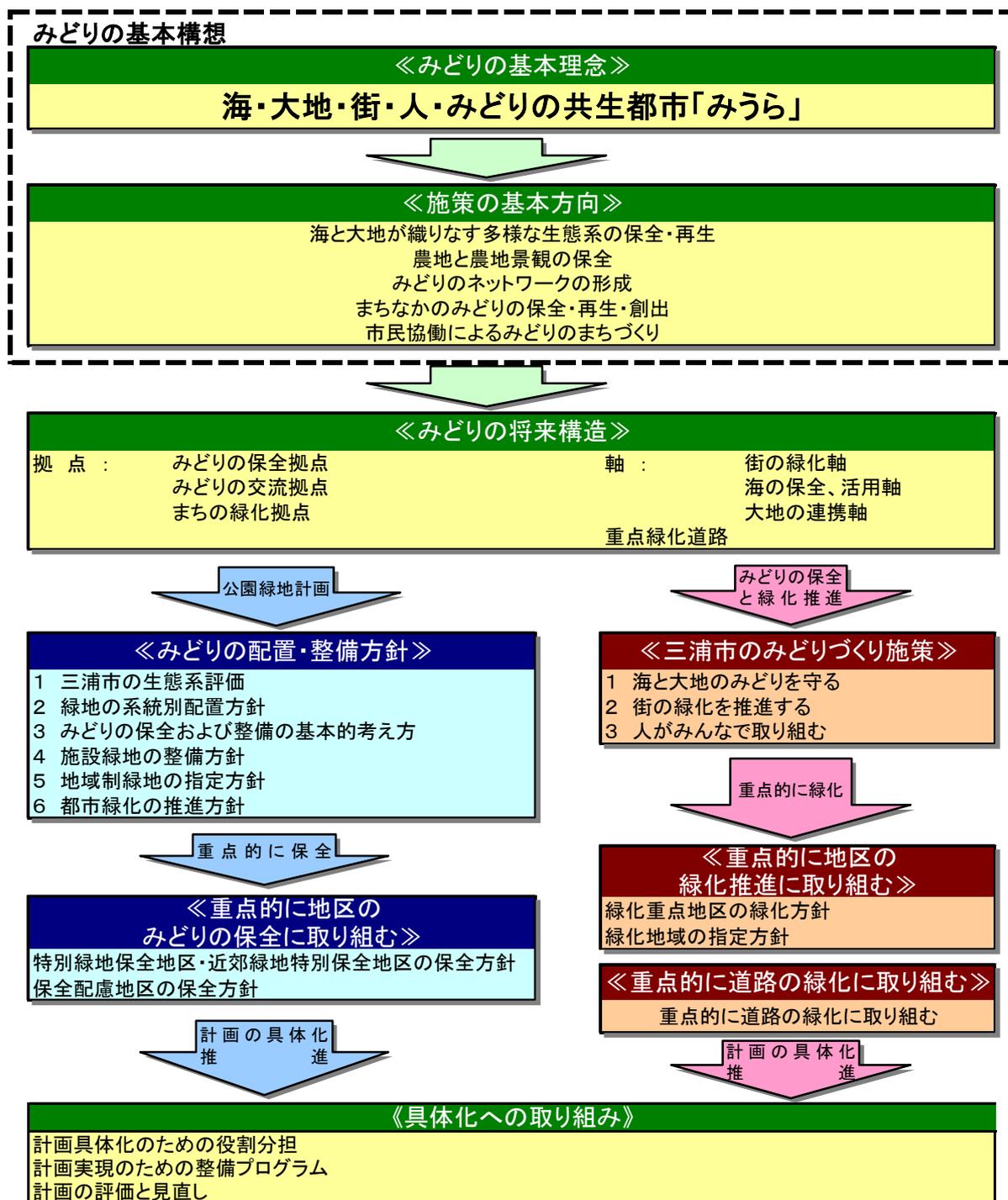


図 1-4 三浦市みどりの将来構造図

4 計画と施策の体系

(1) 計画の体系

みどりの基本理念と施策の基本方向を踏まえた施策の展開を計画の体系として整理し、以下に示します。



(2) 施策の体系

三浦市みどりの基本計画 施策の体系					
章	施策の柱	施策の方向	施策方針	No.	個別施策
第3章 三浦市のみどりづくり施策	1 海と大地のみどりを守る	(1) 海の保全・活用軸における保全	海沿いのみどりを守る	1	自然海岸の保全
				2	海岸林・断崖地植生等の保全
				3	海浜動植物の保全対策の推進
				4	干潟・アマモ場の保全
				5	海辺の活用と利用調整
				6	海岸美化の推進
				7	施設整備時の海岸景観への配慮
		(2) 大地の連携軸における保全	谷戸と里山林を守る	8	谷戸・里山林等の連続性の確保
				9	小網代の森の保全・活用
				10	みどりの条例の保護地区等の活用
				11	市民緑地制度の導入推進
				12	社寺林等の保全
				13	集落地景観の保全
				14	市民協働による谷戸・里山林の維持管理
				15	多自然川づくりの推進
	(3) 街の緑化軸における保全	市街地のみどりを守る	16	農地景観の保全・創出	
			17	生産緑地地区の保全・活用	
	(4) 生物種の保全	歴史あるみどりを守る	18	まちなかの斜面樹林等の保全	
			19	まちなかの樹木の保全	
			20	社寺境内の緑地としての活用	
	(4) 生物種の保全	みどりを復元する	21	遺跡の保存・活用	
			22	開発時のミティゲーションの実施	
			23	開発時のミティゲーションの実施	
			24	現存植生図の充実と活用	
		動植物を守る	25	動植物生息調査と情報の蓄積	
			26	松枯れ被害対策の検討	
			27	特定外来生物対策の推進	
28			自然植生と園芸植物の利用調整の検討		
2 街の緑化を推進する	(1) フラワーロードづくり	フラワーロードづくりを進める	29	フラワーロード事業の推進	
			30	道路緑化の推進	
			31	遊歩道、散策ルートづくりの推進	
			32	駅周辺の緑化推進	
			33	主要バス停留所等の緑化推進	
			34	市民協働による公園の維持管理の推進	
	(2) 身近な公園づくり	公園を手づくりする	35	指定管理者制度の活用	
			36	公園リニューアルの推進	
			37	市民協働による公園づくりの推進	
			38	公園の利用管理	
	(3) みどりの港町づくり	みどりの港町づくりを進める	39	ユニバーサルデザインの公園づくり	
			40	防災・防犯に配慮した公園づくり	
			41	景観や生き物に配慮した公園づくり	
			42	漁港と周辺地区の緑化推進	
	(4) みどりの公共施設づくり	灯台を活用する	灯台を活用する	43	マリナーの緑化推進
				44	埋立地の緑化推進
				45	灯台の活用推進
		公共公益施設の緑化を進める	46	主要公共施設の緑化推進	
			47	エコスクール整備の検討	
			48	公営住宅の緑化推進	
			49	公営住宅の緑化推進	
			50	市民協働による公共施設緑化の推進	
			51	ポケットパーク、休憩施設の整備推進	
			52	まちなかピオトープづくり	
			53	のり面緑化の推進	
	(5) 民有地へのみどりづくり	地区ぐるみでみどりのまちづくりを進める	54	地区の花木と緑化ガイドライン制定の推進	
			55	緑地協定等の締結推進	
56			オープンガーデンの推進		
57			多様な民有地緑化を推進する		
58			生垣化、接道部緑化の推進		
(5) 民有地へのみどりづくり	多様な民有地緑化を推進する	59	共同住宅等の多様な緑化の推進		
		60	フラワーポット等による緑化の推進		
		61	路地裏緑化(植木鉢緑化)の推進		

三浦市みどりの基本計画 施策の体系							
章	施策の柱	施策の方向	施策方針	No.	個別施策		
第3章 三浦市のみどりづくり施策	3 人がみんなで取り組む	(1)連携を強化する	市民と行政の連携を強化する	59	緑の市民会議の開催		
				60	みどりの活動団体等の支援・育成		
				61	学校との連携の推進		
					関係機関との連携を強化する	62	関係機関との連携と事業の推進
		(2)普及・啓発を進める	学習の場を設ける	63	エコツーリズムの推進		
				64	緑化教育の推進		
				65	園芸講座の開催と自然観察会の支援		
				66	スカベンジ活動の推進		
				67	広報・ホームページの活用		
				68	マスコミ等への情報提供		
				緑化意識を広める	69	コンクール・表彰等の実施	
					70	市の木、市の花、市の鳥の普及	
					71	緑化推奨木の普及	
		(3)制度を充実する	支援制度の充実を図る	72	市民協働のルール化と活動支援		
				73	グリーンバンクの設置		
				74	助成金制度等の充実		
				75	基金の積み立て推進		
				76	基金の活用推進		
				77	みどりの条例の見直し		
78	まちづくり条例の制定推進						
		条例の充実を図る	79	景観計画・条例の制定推進			
第4章 みどりづくりを重点的に進める地区の施策方針	1 重点的に地区のみどりの保全に取り組む	特別緑地保全地区・近郊緑地特別保全地区の保全方針 保全配慮地区の保全方針	I	◇ 近郊緑地保全区域内で特に保全の必要性が高いもの ◇ 保全配慮地区内の自然地で特に保全の必要性が高いもの			
			II	◇ みどりの保全配慮地区別保全方針 …江奈湾周辺、油壺周辺 ◇ 海辺の保全配慮地区別保全方針 …東京湾沿岸、相模湾沿岸			
			III	◇ 三浦海岸駅周辺 ◇ 三崎口駅周辺 ◇ 入江 ◇ 三戸・小網代 ◇ 引橋 ◇ 三崎下町・城ヶ島北部			
	2 重点的に地区の緑化推進に取り組む	緑化重点地区の緑化方針	IV	緑化重点地区で必要性が高いもの			
			IV	緑化重点地区で必要性が高いもの			
	3 重点的に道路の緑化に取り組む	重点緑化道路づくりの方針	V	国道134号、県道26(未供用の三浦縦貫道路含む)、214、215、216号、都市計画道路城ヶ島線、市道14・132、35号線			
			VI	関東ふれあいの道、その他遊歩道			
			主要遊歩道づくりの方針	VI	関東ふれあいの道、その他遊歩道		